○防衛省告示第百十七号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十五年六月二十日

防衛大臣　小野寺五典

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
六ヶ所対空射場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）	一区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径一〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 平成二十五年七月一日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後七時まで 二区域 平成二十五年九月一日から同年十一月五日までの間、毎日午前八時から午後七時まで	全ての漁船の操業の禁止

○東北地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
陸前高田市気仙町字土手影一四番一から同市米崎町字高畑一三二番一まで	前	一二・〇〇～七八・八〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一二・〇〇～七八・八〇 B 一二・〇〇～五五・四六七 二〇・〇〇～三〇四・〇〇	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
横手市平鹿町醍醐字街道下二番四から同市平鹿町醍醐字上狐渕四三番二まで	前	一一・三〇～二八・一〇〇
	後	一六・四五～三四・六〇〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
青森県三戸郡三戸町大字梅内字沼尻六九番一から同町大字梅内字蕨久保九〇番一まで	前	一四・二〇～五七・二〇
	後	一六・六〇～六六・二〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十号	筑西市栗島字岡六二九番から同市栗島字岡六四三番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月二十日

○関東地方整備局告示第三百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路環状第四号線
三　事業施行期間　自平成二十五年六月二十日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都墨田区東向島四丁目、東向島三丁目、東向島六丁目、東向島二丁目、八広一丁目及び京島一丁目地内
使用の部分　東京都墨田区東向島六丁目及び東向島二丁目地内

○関東地方整備局告示第三百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　日野都市計画道路事業三・四・三号落川平山線
三　事業施行期間　自平成二十五年六月二十日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都日野市南平三丁目、南平二丁目及び南平四丁目地内
使用の部分　なし